## 議案第77号 小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

## 《改正の趣旨》

令和4年10月から、「徳島県最低賃金」が引き上げられるのにあわせ、臨時従事員の日額報酬を引き上げるとともに、期末手当について、会計年度任用職員にかかる規定を準用するよう改めるもの。

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例(令和元年小松島市条例第30号)新旧対照表

小松島巾競輪事業臨時使事員の結与等に関する条例(令和元牛小松島巾条例第30号)新旧対照表		
現行	改正後(案)	備考
(目的)	(目的)	
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下	第1条 この条例は,地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下	
「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第	「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第	
67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第	67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき,法第	
22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用	22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用	
職員」という。)のうち、小松島市が自転車競技法(昭和23年法律	職員」という。)のうち,小松島市が自転車競技法(昭和23年法律	
第209号)に基づいて行う自転車競走(以下「競輪」という。)に従	第209号)に基づいて行う自転車競走(以下「競輪」という。)に従	
事する臨時従事員(以下「臨時従事員」という。)の給与及び費用	事する臨時従事員(以下「臨時従事員」という。)の給与及び費用	
弁償に関し、小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に	弁償に関し,小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に	
関する条例(令和元年小松島市条例第9号	関する条例(令和元年小松島市条例第9号。以下「会計年度任用職	追加
	<u>員給与条例」という。</u> )第32条の規定に基づき,必要な事項を定	
めることを目的とする。	めることを目的とする。	
(臨時従事員の期末手当)	(臨時従事員の期末手当)	
第9条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例	第9条 会計年度任用職員給与条例第25条第1項及び第3項	改正
第20号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3まで		

の規定は<u>,第3項に定める者を除き</u>,従事員名簿登録期間(以下「名簿登録期間」という。)が6箇月以上の臨時従事員について準用する。<u>この場合において</u>,給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し,又は死亡した職員にあっては,退職し,又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは,「それぞれその基準日(退職し,又は死亡した職員にあっては,退職し,又は死亡した間)以前6箇月以内の臨時従事員としての名簿登録期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで臨時従事員として従事員名簿に登録され、同日の翌日に臨時従事員として従事員名簿に登録された者の名簿登録期間(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における名簿登録期間(前会計年度の末日を含む期間の名簿登録期間に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、前項の名簿登録期間が6箇月以上の臨時従事員とみなす。
- 3 第1項の規定は、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日)以前6箇月(6月に期末手当を支給する場合は、臨時従事員として従事員名簿に登録された者の前会計年

削る

改正

2 前項 の規定は、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日)以前6箇月(6月に期末手当を支給する場合は、臨時従事員として従事員名簿に登録された者の前会計年

改正

度の末日を含む名簿登録期間と同日の翌日からの名簿登録期間 のうち基準日以前6箇月)の1箇月当たりの平均勤務日数が11日 に満たない者には適用しない。

## 別表(第4条関係)

号給	報酬日額(円)
1	<u>4,944</u>
2	<u>4,980</u>
3	<u>5,016</u>
4	<u>5,052</u>
5	<u>5,088</u>
6	<u>5,124</u>
7	<u>5,160</u>
8	<u>5,196</u>
9	<u>5,232</u>
10	<u>5,268</u>
11	<u>5,304</u>
12	<u>5,340</u>
13	<u>5,376</u>
14	5,412

度の末日を含む名簿登録期間と同日の翌日からの名簿登録期間 のうち基準日以前6箇月)の1箇月当たりの平均勤務日数が11日 に満たない者には適用しない。

## 別表(第4条関係)

号給	報酬日額(円)
1	<u>5,130</u>
2	<u>5,166</u>
3	<u>5,202</u>
4	<u>5,238</u>
5	<u>5,274</u>
6	<u>5,310</u>
7	5,346
8	5,382
S	<u>5,418</u>
10	<u>5,454</u>
11	<u>5,490</u>
12	<u>5,526</u>
13	<u>5,562</u>
14	<u>5,598</u>

改改改改改改改改改改改改改改

改正